

宮崎県東児湯消防組合公表第1号

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第19条の規定に基づき宮崎県東児湯消防組合特定事業主行動計画を次のとおり策定したので公表する。

女性職員の活躍推進に関する 特定事業主行動計画

令和3年4月改定

宮崎県東児湯消防組合

目 次

- 1 計画の目的
- 2 計画の期間
- 3 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等
- 4 女性職員の活躍の推進に向けた目標
- 5 女性職員の活躍の推進に向けた目標を達成するための取組み及び実施時期

宮崎県東児湯消防組合における女性職員の活躍推進に関する特定事業主行動計画

平成28年4月1日
宮崎県東児湯消防組合

改定 令和2年7月1日

改定 令和2年11月18日

改定 令和3年4月1日

1. 計画の目的

宮崎県東児湯消防組合（以下「組合」という。）における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備により、円滑かつ継続的な両立を可能にすることを目的とし、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第19条に基づき、策定する特定事業主行動計画である。

2. 計画の期間

本計画の期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とする。

なお、勤務条件に関する制度改革や計画の進捗状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを図ることとする。

3. 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

組合では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、宮崎県東児湯消防組合特定事業主行動計画推進委員会を設置し、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組みの実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等について協議を行うこととしている。

4. 女性職員の活躍の推進に向けた目標

法第19条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号。以下「内閣府令」という。）第2条に基づき、組合において、女性職員の活躍を推進するために、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析した結果を勘案して、次のとおり目標を設定する。

なお、この目標は、上記のとおり分析した結果、最も大きな課題に対応するものから順に掲げている。

- (1) 職員の女性の割合について現在の人数を維持する。
- (2) 令和8年度までに、女性消防吏員を1名以上採用する。

- (3) 令和7年度までに、年次休暇を60%以上取得する職員を7割以上にする。
- (4) 継続して、職員の業務分担の見直しを定期的に行い、各職員に定時退庁を勧奨する。

5. 女性職員の活躍の推進に向けた目標を達成するための取組み及び実施時期

4. で掲げた目標の達成に向け、次に掲げる取組みを実施する。

なお、この取組みは、組合において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、最も大きな課題に対応するものから順に掲げている。

- (1) 女性職員の採用に向けて、ホームページでの広報、高等学校・専門学校等への案内等を積極的に行う。
- (2) 継続して、定時退庁日等実施のため、「週に1度はノーワークデー」を設定するとともに管理職員が各職員に早期退庁を勧奨する。
- (3) 継続して、超過勤務を行う必要のある業務を減らすように、毎月の業務打合せの徹底、代替休暇の適用の徹底を継続して行う。